令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価において 設定に至らなかった単価については「参考単価」として取扱います。

参考単価

所定労働時間内8時間当たりの単価(円)

	都道府県名	タイル工	建築ブロック工
関東	08 茨城県	I	27, 200
	09 栃木県	I	27, 200
	10 群馬県	I	27, 200
	11 埼玉県	26, 200	27, 200
	12 千葉県	26, 200	27, 200
	13 東京都	26, 200	27, 200
	14 神奈川県	26, 200	27, 200
	19 山梨県	25, 900	27, 200
	20 長野県	_	27, 200

- ※「一」については、「公共工事設計労務単価」によります。
- ※「屋根ふき工」については、設定しません。
- ※ 令和6年3月1日より適用するものとします。